

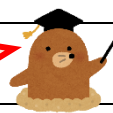


外国語の学習評価について考える②～「指導と評価の計画」を作成する～

学習評価の意義は、「教師が指導の改善を図ること」「児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすること」です。このことを踏まえ、単元の「指導と評価の計画」を作成する際の留意点について考えていきたいと思います。

観点別学習状況を「記録に残す評価」の場面を精選する！

参考資料 第3編 事例2 (pp.59~61) の「単元の指導と評価の計画」では、「記録に残す評価」の時期が次のように例示されています(表内の「発」は、「話すこと[発表]」の「記録に残す評価」を示す)。

単元：「She can run fast. He can sing well」(We Can! 1 Unit 5)		評 価		
時	目 標 ◆	知 技	思 判 表	態 度
		「記録に残す評価」を行う時期に注目！ 		
1	◆動作を表す語や「できる」「できない」という表現が分かる。			
2	◆動作を表す語やあることができるかどうかについて聞いたり話したりすることができる。また、アルファベットの文字を活字体で書くことができる。			
3	◆あることができるかどうかを尋ねたり答えたりすることができる。また、アルファベットの文字を活字体で書くことができる。			
4	◆あることができるかどうかについて、聞いたり、尋ねたり答えたりできる。また、アルファベットの文字を活字体で書くことができる。	発		
5	◆第三者ができることやできないことについて話を聞き取ることができる。また、アルファベットの文字の読み方には、名称のほかに音があることに気付く。			
6	◆第三者についてできることやできないことを話すことができる。また、アルファベットの文字の読み方には、名称のほかに音があることに気付くとともに、アルファベットの活字体を書くことができる。	発		
7	◆自分や身近な先生のことをよく知ってもらうために、できることやできないことなどについて、自分の考えや気持ちを含めて話すことができる。		発	発
8	◆自分や先生のことをよく知ってもらうために、できることやできないことなどについて、自分の考えや気持ちを含めて話すことができる。また、アルファベットの文字を活字体で書くことができる。		発	発

(資料)：「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 小学校外国語・外国語活動(文部科学省 国立教育政策研究所)

この表からは、「記録に残す評価」が、毎回の授業ではなく、一部の時間(活動)に焦点化して設定されていることがわかります。学習評価の在り方については、毎時間、児童全員の記録を取り、総括の資料として蓄積することは現実的ではないことから、記録に残す場面を精選し適切に評価することが求められています。

また、各観点の「記録に残す評価」の時期については、児童の学習状況を適切に把握できる段階で行わなければなりません。言い換えれば、各単元で、児童が十分に英語の語句や表現に慣れ親しんだ段階で「記録に残す評価」を実施することが重要だということです。例えば、「主体的に学習に取り組む態度」は言語活動に取り組む中で時間をかけて育まれるものであり、一定の学習を経たのち(単元終末や学期末等)に評価するものであることに十分留意することが必要です。

「記録に残す評価」は、実際の言語活動で行う！

学習評価は、「指導したことを評価する」ということが鉄則です。外国語(活動)では、単元を通して英語を聞いたり話したりする活動を中心に、目標達成に向けた指導を行います。つまり、「記録に残す評価」についても、実際に聞いたり話したりする言語活動の場面で児童の定着状況を見取ることが必須です。特に、「思考・判断・表現」及び「主体的に学習に取り組む態度」については、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて児童が聞いたり話したり読んだり書いたりする学習状況を評価します。このような学習状況の評価は、単元テスト(ペーパーテスト)等で測ることはなかなか難しいのではないかと考えます。まずは、実際の言語活動における行動観察やワークシート、振り返りカードの記述分析等、適切な時期に適切な方法で、児童の学習状況を評価することをぜひお願いします。

「記録に残す評価」は行わなくても学習状況は確認する！

上の表では、単元の前半など「記録に残す評価」を行わない時間がありますが、目標に向けての指導は行いますので、児童の学習状況はきちんと確認する必要があります。授業では、記録には残さずとも、児童のつまずき等をしっかり見取り、目標の達成に向けて、教師の指導改善や児童の学習改善の手立てを継続して行うことをお願いします。

※例示した単元の詳細な評価場面(活動)や評価方法等については、参考資料 第3編 事例2 (pp.59~61)を参照ください。